

藤原黄金時代の礎を築いた不比等①

藤原家は、文武天皇が即位した 697 年から道長の全盛期 1018 年頃を経て、藤原氏を外戚としない後三条天皇が即位した 1068 年までも、実に 400 年間も政治の実権を独占していた。

不比等の生まれ育ち

中臣鎌足の第二子として 659 年に生まれ、名を史（ふひと）（あとで不比等という非常に立派な漢字を当てた）といった。母は車持君与志古娘（よしこのいらつめ）で、山科の田辺史大隅等の家に養われる。669 年、不比等 11 歳の時に父鎌足が死去。14 歳で壬申の乱が勃発する。天智天皇の後継を第一皇子の大友皇子と弟の大海人皇子との間で争った壬申の乱は、大海人軍が勝利し、翌年大海人皇子は第 40 代天武天皇となり、飛鳥浄御原令の編纂や氏性制度の再編、藤原京の造営、「古事記」「日本書紀」の編纂など、天智同様、中央集権の体制を推し進め、また「日本を国号とした天皇」ともいわれている。この壬申の乱以後、天皇の権威は急上昇し、その絶大な権威を背景として、大臣はおかず、皇后や皇子とともに天皇中心の政治を推し進めていった。中臣家は天智帝の重臣であったが、この乱で大海人皇子に処刑されて、中臣氏は朝廷の中樞、表舞台から一掃されることとなった。一方、不比等は天智天皇から藤原氏の姓を賜ったとはいえ、中臣家との血縁関係は深かったが、14 歳の少年ということから、乱には関係がないとされ、幸運にも処刑を免れたと考えられる。不比等は文才に秀で、法学にも優れていたことから、天武帝と鸕野讃（うののさらら）皇后の第一皇子である草壁皇子に仕え、飛鳥浄御原令の編纂に携わる。不比等の子供は宮子と光明子のほかに、4 人の息子がおり、4 人がそれぞれに家をつくり、藤原氏の繁栄は、こうしてまさに不比等の時につくられた。長男武智麻呂は南家、次男房前（ふささき）は北家、三男宇合（うまかい）は式家、四男麻呂は京家を立てた。不比等が活着している間は、太政官は一つの氏から一人という原則により、武智麻呂は嫡子であっても入れない。ところが次男房前が立てた別家（北家）を一つの氏と認めて、養老元年（717 年）、次男房前がまず参議となって太政官の中に入ってくる。ただ、官吏は定員が決まっているので、大納言や令外官としてできた中納言などの定員ではさばききれない。そこで、定数不足の参議という役をつくらせて房前をいれたわけである。房前は武智麻呂と一つぐらいしか違ってはいないが、長男をさしおいて房前が参議になって入ってきたのは、房前が非常に天皇の信認が厚かったからではないか、という解釈も可能である。不比等の死後になるが、宇合や麻呂も参議として太政官に入っているため、7・8 人で構成されている太政官会議の半数近くを、藤原氏が占めるということが可能になってきたわけである。天皇との関係で言うと、藤原氏が外戚になって、娘が生んだ親王、あるいは娘婿を皇位につけるというかたちで、つねに天皇家と密接な関係を結んでいる。そうしておいて実権は太政官を通じて藤原氏が握っていくのである。いちおう、律令体制のいちばん上にそびえたつのは天皇だが、太政官制というかたちにおいて、天皇の実権を骨抜きにし、一方では、婚姻形態を通じて天皇家のなかに入り込み、その権威を巧みに利用していくという体制である。それはとくに平安時代にいっそう大規模におこなわれていって、藤原道長の全盛期を現出している。

持統天皇と藤原不比等の盟約

天武天皇は治世 14 年目の 686 年 9 月に崩御、この時の最大の問題は、どの皇子を即位させるかであった。この件については 679 年の 5 月 5 日、天皇は鸕野讃良皇后と、草壁皇子・大津皇子・高市皇子をはじめ 6 人の皇子達を伴って、吉野宮に行幸し、皇位継承について「天皇の勅に従い、相助けて、逆らう事無いように」と告げて「もしこの誓いに違えば、たちまちに朕が身を亡ぼさん」誓約（うけい）を立て、皇后も同じく誓約をした。そして、この措置は、実質的には鸕野皇后の意向に基づいたものであった。というのも、2 年後の 681 年 2 月に草壁皇子を皇太子に定めていること、その 5 年後 686 年 9 月に天武天皇が崩じると、10 月、大津皇子（体格容姿がたくましく、性格は自由奔放で、腰を低くして士を尊ぶところがあったから、心を寄せる者が多かった）を謀叛の罪によって処刑していることを見れば明らかである。草壁皇子は鸕野皇后の所生で、大津皇子より一歳年上であったが、健康や性格に不安な状況であり、鸕野皇后が、臨朝称制（皇后のままで天皇としての政治を執行すること）をした。